

出生届

お子様が生まれた場合、出生日を含めて3ヶ月以内に下記の書類をご用意いただき、当館（もしくはほかの在外公館）へ届出いただく必要があります（戸籍のある市区町村役場に直接届出することも可能です）。

配偶者（父母）がマレーシア国籍（その他の国籍者）の場合は、出生届の用紙内にある「国籍の留保」過少も併せ記入し、届出する必要があります。届け出期限内に出生及び国籍の留保の届け出をしていない場合は、出生日に遡り、国籍を喪失する場合もあります。

マレーシア側の手続きについては、直接、各州の登録事務所（JPN）にお問い合わせください。

- | | |
|---|-----|
| 1. 出生届（所定の用紙） | 2 通 |
| 2. 出生証明書
（窓口で原本を提示してください。当館でコピーを取ります。） | |
| 3. 上記2の和訳文（当館作成の雛形が使用可） | 2 通 |
| 4. 新生児のご両親のパスポート
（窓口で原本を提示してください。当館でコピーを取ります。） | |

注1：出生届の用紙は、窓口でお渡ししているA3サイズの所定の用紙をご利用下さい。記入したもののコピーは受付できません。

注2：提出された書類は返却できません。

注3：届出が受理されてから約2ヶ月程度で日本の戸籍に登載されます。登載された事実及び内容については、直接戸籍のある市区町村役場にご確認ください。

注4：出生日を含めて3ヶ月以内は、90日ではありませんご注意ください。

例① 出生日 1月1日 → 届出期限日 3月31日

例② 出生日 12月1日 → 届出期限日 2月28日（うるう年は29日）

在ペナン日本国総領事館

出生届を出される方へ

出生届を記載する前に必ずお読み下さい

1. 必要な書類等

出生届を提出するためには、子が出生した病院等で発給を受けたマレーシア政府発行の出生証明書原本の提示が必要です。また、両親の婚姻の事実を確認するため、両親の戸籍謄本等の提示を求める場合があります。

出生届は、出生後3ヶ月以内に提出しないと日本の国籍を取得できなくなりますので、出生後3ヶ月以内に必ず提出して下さい。

2. 届出書の記載

まず、欄外の「出生届」と記載された下に届出書を提出する日付及び「在ペナン」と記載し、大使を傍線で抹消して下さい。

(1) 子の氏名

名に使える文字はひらがな、カタカナ及び戸籍法で使用が認められた漢字だけです。これ以外の漢字は使用できませんのでご注意ください。

(2) 父母との続き柄

両親が日本の法律上婚姻している場合には嫡出子に印を付し、長男、二男等の続き柄を括弧内に記入してください。

例：長男、二男、三男、長女、二女、三女…

(3) 生まれたとき

出生証明書に記入されている年月日及び時間を午前午後12時間制でご記入して下さい。

例：昼の12時➡午後0時

夜中の12時➡午前0時

(4) 生まれたところ

生まれた病院の住所を記入して下さい（病院名の記入は不要です。）。

(5) 住所

現に居住している住所を記入して下さい。外国に居住している場合にはカタカナで国名、州名、都市名、番地の順で記載して下さい。

例：No. 2 Biggs Road, 10350, Penang MALAYSIA

マレーシア国ペナン州ビッグス通り 2 番地、と記載して下さい。

世帯主の氏名は、日本に居住している方は住民票の世帯主の欄に記載された方の氏名、外国に居している方の場合、同居者のうち世帯主に該当する者の氏名を記載して下さい。

(6) 父母の氏名、生年月日

外国人の場合にはカタカナで氏、名の順に記載して下さい。中国系の方の場合も漢字で記載せず、カタカナで記載して下さい。

戸籍上の氏名表記通りにご記入頂く必要があるため、予め戸籍上の外国人父（母）の氏名をご確認願います。

生年月日は日本人の場合には昭和、平成等の元号を使用し、外国人の場合には西暦で記載して下さい。

(7) 本籍

両親の本籍地及び筆頭者の氏名等を記載して下さい。

(8) 同居を始めたとき

両親が結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早い方を元号で記載して下さい。

(9) 子が生まれたときの世帯の主な仕事と父母の職業

該当する項目に印を付してください。

(10) 国籍留保

両親のうちいずれかがマレーシア国籍者の場合、生まれた子は出生と同時にマレーシア国籍を取得していますので、「日本国籍を留保する」と記載

された欄に署名、捺印してください。なお、日本国籍を留保し、重国籍となった者は20歳までにいずれかの国籍を選択する必要があります。

(11) その他

「令和〇年〇〇月〇〇日にマレーシア△△州国民登録局発行の出生証明書を添付する。」と記載して下さい。また、生まれた子がマレーシア国籍を取得していない場合（両親が日本人の場合）には「父母はマレーシア市民ではなく永住権も有しないことから、出生子はマレーシア国籍を有しない。」と記載して下さい。

出生証明書に記載された子の氏名と出生届に記載した子の氏名が異なる場合には、「出生証明書の Tan Smith と本届出の外務太郎は同一の人物である。」等と記載して下さい。

(12) 届出人

届出た方の住所（記載要領は上記（5）をご参照ください）、本籍、氏名、生年月日等を記載して下さい。押印は任意です。

3. 提出された出生届は外務省を経由して本籍地の市町村等に送付されますので、当館に提出してから出生の事実が戸籍に記載されるまでに約2ヶ月かかります。

また、書類の不備等により本籍地から届出書が返送される場合もありますので、届出書欄外に届出人の連絡先、電話番号、メールアドレス等をご記入して下さい。